

医政第217号  
令和4年（2022年）7月5日

各医療機関管理者様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長  
（公印省略）

医師の時間外労働時間上限規制等適用開始に向けた特定労務管理  
対象機関申請手続について（通知）

平素から、本県の医療行政の推進に御協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、医師の働き方改革につきましては、令和6年（2024年）4月からの医師の時間外労働時間上限規制等の適用開始に向け、各医療機関で医師労働時間短縮計画の策定等、医療勤務環境改善の取組みを進められているところと存じます。

令和6年（2024年）4月以降、時間外・休日労働が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関は、開設者の申請により、特定労務管理対象機関【特定地域医療提供機関（いわゆるB水準対象機関）、連携型特定地域医療提供機関（いわゆる連携B水準対象機関）、技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象機関）及び特定高度技能研修機関（いわゆるC-2水準対象機関）】として都道府県知事の指定を受ける必要があります。この指定申請に関する今後の手続スケジュール及び本県における指定審査基準については、下記の本県ホームページ掲載のとおりとなっておりますので、申請予定の医療機関はこちらを参考に準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、申請受付開始時期及び申請様式等の詳細につきましては、追って本県ホームページにてお知らせする予定です。

【本県ホームページURL】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/142372.html>



【参考】

本県への指定申請の前に、医療機関勤務環境評価センターの評価を受審する必要がありますが、当該評価の受付開始は、令和4年（2022年）10月頃からの予定です。

【問合せ先】

熊本県健康福祉部健康局医療政策課 担当：竹口

電話 096-333-2204

Mail [takeguchi-a@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:takeguchi-a@pref.kumamoto.lg.jp)